



2019年5月7日

各 位

会 社 名 マクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 中島 潔
 (コード番号 3132 東証第1部)
 問 合 せ 先 取締役 佐野 繁行
 (TEL 045-470-8980)

定款の一部変更に関するお知らせについて

当社は、2019年5月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月25日開催予定の第4回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開と事業の多様化に対応するため、当社現行定款第2条（目的）について変更を行うものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに新規ビジネスモデルの創出および事業基盤の強化を目的に代表取締役を3名体制にすることにより、第15条（株主総会の招集権者及び議長）、第22条（代表取締役及び役付取締役）、第23条（取締役会の招集権者及び議長）について変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 (2) 電子機器・電子通信機器並びにそれらの周辺機器及び付属品の開発、輸出入、販売、リース (5) 電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び付属品の施工、据付、調整、保守 (6) 電子機器・電気通信機器並びにそれらの周辺機器及び付属品の導入に関する指導、コンサルティング	(目的) 第2条 (2) 電子機器・ <u>電気通信機器</u> ・ <u>車輛</u> ・それらの周辺機器・付属品 <u>及びシステムの開発、製造、輸出入、販売及びリース</u> (5) 電子機器・ <u>電気通信機器</u> ・ <u>システム</u> ・ <u>ソフトウェア</u> ・それらの周辺機器及び付属品の施工、据付、調整及び保守 (6) 電子機器・ <u>電気通信機器</u> ・ <u>システム</u> ・ <u>ソフトウェア</u> ・それらの周辺機器及び付属品の導入に関する指導、コンサルティング

<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. 株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長及び取締役副社長それぞれ 1 名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条</p> <p>1. <現行どおり></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から<u>取締役社長を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2019年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日 2019年6月25日（予定）

以上